瑞宝双光章を授けられる（各通）
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上六月一日）

山本一**齋**藤山吉岡用柳八百村宮津神田上津一友保夫之茂正延芳枝美巳次郎博五郎彰一茂和義美子仁正信行身也雄悦治男正清平男昇
山本房子　長谷川敏喜直　吉田川道夫　山口栗原市郎　綿引川本田下嘉茂巌晃　秋山敏修造　本瀬崎源敏修　本川木野精一光宏　木村森室向峯水増田嶋牧穂坂薮三勝郎孝　藤井田高場川山村酉口十四生　服部田庭殿川橋崎原津多美子　林部新田田西長津江野島金浩人　敏雄郎徹　戸寺築地　外戸西清國憲次
山本中下崎澤神田上津一甫資雄　吉岡用房敏素直　河野優作　横山山吉品時徳幸　横山山谷森望村宮城日市三松牧本逸古藤廣早津田口勘十　畠中内田田畑中内　瀧高倉木木　染谷木森
山本中下崎澤神田上津一友保夫之茂正延芳枝美巳次郎博五郎彰一茂和義美子仁正信行身也雄悦治男正清平男昇　山本房子　長谷川敏喜直　吉田川道夫　山口栗原市郎　綿引川本田下嘉茂巌晃　秋山敏修造　本瀬崎源敏修　本川木野精一光宏　木村森室向峯水増田嶋牧穂坂薮三勝郎孝　藤井田高場川山村酉口十四生　服部田庭殿川橋崎原津多美子　林部新田田西長津江野島金浩人　敏雄郎徹　戸寺築地　外戸西清國憲次　瀧高倉木木　染谷木森

皇室事項

行幸

天皇陛下は、六月十一日午前十時一分御出門、全国文学館協議会共同展第十回ミニ企画展「吉村昭『海の壁』と『関東大震災』展」を御観覧のため、荒川区立日暮里図書館（荒川区）へ行幸、同十一時十七分還幸になった。

御答信

天皇陛下から三月二十二日バングラデシュ国大統領代行閣下へ発せられた御弔電に対し、五月三十一日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年６月 14 日

農林水産大臣　林　　芳正

1　廃止した理由　衛生管理体制の確立、防災機能の強化等を図るため、登別地区の整備について大幅な見直しが必要となり、衛生管理対策施設及び岸壁等の耐震性を確保する整備等を追加し、新規に計画を策定することが必要となったことから、本事業を廃止する。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　当該事業に関連する蓄養事業及び外来漁船の漁港利用の見直しにより、これらに関係する施設が未整備であるが、それ以外の整備は概ね完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　岸壁の改良により、漁獲物の品質面の向上が見られるとともに厳寒期等における就労環境の改善が図られている。また、係留施設の整備により、陸揚・準備・休憩に係る作業時間の短縮及び労力の削減及び作業時の安全性が確保されている。

4　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止にあたっては、未整備の施設を精査し、整備の必要性を失っていない施設については新規に策定する計画に編入することとしたため、影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項　新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 25 年６月 14 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、登別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年６月 14 日

農林水産大臣　林　　芳正

1　廃止した理由　衛生管理体制の確立、防災機能の強化等を図るため、厚岸地区の整備について大幅な見直しが必要となり、衛生管理対策施設及び耐震強化岸壁の整備等を追加し、新規に計画を策定することが必要となったことから、本事業を廃止する。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項　外郭施設、水域施設、係留施設及び輸送施設について未整備の施設を残しているが、漁港施設用地については、整備が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項　第一埠頭における岸壁等の整備により、外来漁船係留時の安全性が確保された。また、門静地区の整備に伴い、磯根漁業の就労環境が改善された。さらに湖内地区の－1.5m航路の整備により、湖内養殖に従事する漁船の安全航行が確保された。

4　廃止したことによる影響に関する事項　本事業の廃止にあたっては、未整備の施設を精査し、整備の必要性を失っていない施設については新規に策定する計画に編入することとしたため、影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項　新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 25 年６月 14 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道第三種及び第四種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり北海道第３種及び第４種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成 25 年６月 14 日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のとおり」は省略し、北海道第３種及び第４種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに北海道開発局稚内開発建設部、北海道開発局留萌開発建設部、北海道開発局小**樽**開発建設部、北海道開発局函館開発建設部、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道開発局帯広開発建設部、北海道開発局釧路開発建設部、北海道開発局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ジャルエクスプレス乗員組合から、乗務手当の60時間分保証等の要求に関して、平成25年６月19日以降、同組合の組合員が従事する株式会社ジャルエクスプレスの全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年６月 14 日

厚生労働大臣　田村　憲久